

吸収分割公告

平成 30 年 1 月 22 日

株主及び債権者 各位

東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号
株式会社ローソン
代表取締役 竹 増 貞 信

当社（以下「甲」といいます。）は、平成 30 年 3 月 1 日（木）を効力発生日として、甲を吸収分割承継会社、株式会社シー・ヴィ・エス・ベイエリア（本店所在地：千葉県浦安市美浜一丁目 9 番 2 号 以下「乙」といいます。）を吸収分割会社とする吸収分割を行うことを決議いたしましたので、公告いたします。

この吸収分割により、甲は乙のコンビニエンスストア事業に関する権利義務の一部を承継いたします。

なお、甲は会社法第 796 条第 2 項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を行うものです。

記

1. 会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、この会社分割に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に書面によりお申し出ください。
2. この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の日の翌日から 1 箇月以内にその旨をお申し出ください。
3. 甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 - （甲）金融商品取引法による有価証券報告書を提出しております。
 - （乙）金融商品取引法による有価証券報告書を提出しております。

以上